

畜産経営災害総合対策緊急支援事業（うち肉用牛経営災害緊急支援対策事業）の概要

I 事業の目的

被災した生産者の安定的な経営継続のための支援並びに、災害等による停電時における家畜の生命維持に要する機械の稼働のための非常用電源の確保のための支援に対する補助により、畜産生産基盤の維持・強化及び畜産物の安定供給に資するものとする。

II 事業の内容

1 経営継続支援対策

- ①指定された災害により畜産関連施設等に被害を受けた畜産経営体の経営継続のため、生産者集団等（生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、一般社団法人等）が実施する以下の取組（(1)、(2)、(3)、(4)、(5)）に要する経費を補助。
- ②畜産経営体が緊急的に自ら実施する以下の取組（(1)、(3)、(5)）に要する経費について、生産者集団等（生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、一般社団法人等）が補助するのに要する経費を補助。

【指定される災害】

- ・令和 4 年福島県沖を震源とする地震

【取組】

(1) 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等

牛舎等の損壊等又は緊急的な家畜の避難があった場合、既存牛舎、飼養管理のための附帯施設・機械の補改修等に係る経費を補助（事業費の 1 / 2 以内）。

(2) 簡易牛舎等の整備

牛舎の損壊等又は緊急的な家畜の避難があった場合、簡易牛舎等の整備する場合及び既存牛舎を増築する場合の資材の支給に要する経費を補助（事業費の 1 / 2 以内）

(3) 緊急避難等支援

牛舎の損壊等による緊急的な避難があった場合、家畜の輸送及び飼料等の輸送に必要な費用を補助（事業費の 1 / 2 以内）

(4) 繁殖に供する雌牛の導入支援

牛舎の損壊等により死亡、廃用又はやむを得ず売却した繁殖雌牛に代わる繁殖に供する雌牛の導入に必要な費用を補助（事業費の 1 / 2 以内）

(5) 電力確保支援 ※

停電が生じた地域において、肉用牛経営に必要な電力確保のための発電機の借上げ、運搬及び設置工事に要する費用を補助（事業費の 1 / 2 以内）

2 非常用電源の整備 ※

- ・生産者集団等（生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、一般社団法人等）が災害等による停電時における畜産経営体の継続のため、以下の取組を実施するのに要する経費を補助。

(1) 非常用電源の導入

(2) 非常用電源をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減

※ 一定出力以上の非常用発電設備は、電気事業法に基づく届出が別途必要です。